

2022.06.01

PL レポート(製品安全) <2022 No.2>

■PL レポートは四半期に 1 回、国内外の製品安全、PL リスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

ONITE が非純正バッテリーに関する注意喚起

(2022 年 3 月 30 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」）は、2022 年 3 月 30 日、非純正バッテリーの発火事故に関するプレスリリースを発行しました。

本プレスリリースでは、近時の非純正バッテリーの事故について、次のとおり報告しています。

- ・2017 年から 2021 年の 5 年間に非純正バッテリーの事故が 134 件発生した。
- ・全ての事故で製品や周囲が焼損しているうえ、直近 3 年間では毎年家屋の全焼事故が発生している。
- ・事故の多くは使用中や充電中に発生しているが、最近では充電後に置いていただけで発火に至ったものもある。

また、非純正バッテリーを取り巻く事情も踏まえ、非純正バッテリーが抱えるリスクとして、次の 4 点を挙げています。

- ・純正品と比べ、設計不良で異常発生時に安全保護装置が作動しないリスクが高い。
- ・純正品と比べ、品質管理が不十分な場合があり、普通に使っていても事故に至るリスクが高い。
- ・事故が発生した際、取り付けた機器のメーカーの対応や補償を受けられない場合がある。
- ・リサイクルルートが確立されていないなど、廃棄が困難な場合がある。

さらに、電気用品安全法の技術基準を満たしていないにもかかわらず、PSE マークを表示している販売実態もあると、あわせて報告しています。

非純正バッテリーによる製品事故が増加している背景には次のことが考えられます。

- ・バッテリーの容量の増加等に伴い、掃除機や調理家電、IoT 製品など、バッテリーを電源として使用する製品自体が増加していること
- ・海外にて安価な非純正バッテリーが開発され、日本にも供給されていること
- ・ネットモール等では日本の消費者が直接、海外の販売事業者から非純正バッテリーを購入することが可能なこと

このような背景を踏まえると、製品の安全性確保に向けては、製造・販売に関わる製造事業者、輸入事業者・販売事業者、ネットモール運営事業者のそれぞれにおいて次のような対応が期待されます。

(機器本体の) 製造事業者	・純正バッテリー以外のバッテリーを接続した場合には、機器が動作しないなどの本質的な安全設計 ・自社製品への純正バッテリーの使用の推奨とその理由の明示
輸入事業者 販売事業者	・PSE マークの表示の確認 ・仕入・販売するバッテリーの安全性の確認 ・仕入先における過去の法令違反や製品事故履歴の確認
ネットモール 運営事業者	・出品する事業者における製品の安全性の確認状況の審査 ・ネットモールを巡回し、表示の不正やリコール対象製品を発見した場合に販売事業者に販売停止を促す等の措置 ・出品する事業者に対する本問題を含めた製品安全に関する啓発

出所：NITE・安さの裏に潜む非純正バッテリーの危険性～発火の事故多発！～

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs220330_01.html

国外のトピックス

○英国規格協会が安全な製品を市場投入するための行動規範を公開

(2022 年 3 月 25 日、英国規格協会)

英国規格協会は 3 月 25 日、「安全な製品の市場への投入—行動規範」(原題: "Bringing safe products to the market – Code of practice") と題した、新たな規格 PAS 7050 を公開しました。

英国製品安全基準局のリリースによれば、本規格は、消費者団体や製造業者、小売業者、同局などの専門家も参画して作成されたとのことであり、製品安全法に基づく義務を企業が果たす上での助けになるとしています。

本規格は、安全な消費者製品の市場への投入に関連する、プロセス、手順、役割、および責任に焦点を当てたものとなっています。

2 部構成となっており、パート I は製造事業者、設計者、輸入事業者、流通事業者、修理・再生事業者、およびオンライン市場の運営者等の事業者を対象としています。またパート II は規制当局を対象としています(本稿ではパート I のみ取り上げます)。

パート I では、消費者への安全な製品の提供に関する、内部システムおよびサプライチェーンの管理についての推奨事項を示しています。対象とする製品には、新品だけでなく中古の消費者製品も含まれます。

また、本規格を通じて、企業における製品の安全性確保に関する活動を日常的な業務へと落とし込むことで、以下の事項を強化できるとしています。

- ・ 製品の消費者製品の安全に係る法令への準拠
- ・ 安全な製品を市場に提供するための効率性の改善
- ・ 安全な製品を製造するためのイノベーションの促進、専門性の向上
- ・ サプライチェーンの関係者との信頼関係の向上
- ・ 製品の安全性へのレピュテーションなど、ビジネス上やコンプライアンス上のリスクの低減

具体的な取組みについては、サプライチェーンのすべての事業者は、消費者製品の安全確保に必要な手順を特定する製品安全管理計画（Product Safety Management Plan：PSMP）を策定することが望まれるとしています。PSMPには、製品自体や製造における管理だけでなく、経営者のコミットメントや製品安全文化の構築、サプライチェーンの管理、市場での製品のモニタリングやインシデント発生時の対応などについての規定が設けられています。

また、付録として、事業者共通、製造事業者向け、輸入・流通事業者向け、修理・再生事業者向け、およびオンライン市場の運営者向けのチェックリストを設けています。

本規格は、製品安全を確保する上でのポイントを製品のライフサイクル全般に渡ってまとめたものといえ、英国市場で事業展開を実施または検討している事業者においては、参照することが推奨されます（英国規格協会のホームページから無料でダウンロード可能です）。

出所：英国製品安全基準局のリリース

<https://www.gov.uk/government/news/opss-supports-new-guide-for-bringing-safe-products-to-market>

OECD、EUIPO が危険な模造品に関するレポートを公開

（2022 年 3 月 17 日、OECD、EUIPO）

経済協力開発機構（OECD）と欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office：EUIPO*）は 3 月 17 日、健康や安全、環境のリスクをもたらす模造品の傾向とその取引に関するレポート（原題：Dangerous Fakes, Trade in Counterfeit Goods that Pose Health, Safety and Environmental Risks）を公開しました。

本レポートは、OECD と EUIPO が共同で発行したもので、健康や安全、環境等へのリスクをもたらす模造品（以下、「危険な模造品」**）とその取引（販売方法や輸送手段、生産地、仕向先等）について、税関の押収データやその他執行機関のデータと、専門家へのヒアリングに基づき分析したものとなっています。

本レポートでは、模造品は、正当な生産者の売上や政府の徴税へ損失を与えるだけでなく、深刻な健康、安全、環境およびその他の社会的リスクをもたらす可能性があることを強調しています。

また、定量的な分析から下記が判明したとしています（いずれも 2017 年～2019 年のデータ）。

- ・ 危険な模造品として税関で押収された製品には、化粧品、衣類、玩具・子供用品、自動車用スペアパーツ、医薬品が多い
- ・ EU 向けの危険な模造品の押収件数の 60%が、インターネット販売された製品である
- ・ 危険な模造品のうち、75%が中国（香港を含む）の事業者が出荷したものである

本レポートでは、健康や安全、環境等へのリスクについて取り上げていますが、安全リスクについては以下の製品を取り上げ、それぞれの模造品の事例を紹介し、危険性を説明しています。

- ・ 玩具・子ども用品（人形、ブロック玩具、ベビーカー）
- ・ 娯楽用機器（ホバーボード）

- ・ 電気・電子機器（半導体、バッテリー、電源アダプタ）
- ・ 自動車用スペアパーツ（スパークプラグ、オイルフィルター、ホイール、タイヤ等）
- ・ 個人用防護具（マスク）

各国の規制当局は、危険な模造品の取引によってもたらされるリスクに対する施策を策定するため、継続的な情報が必要であるとしています。本レポートはこの一連で行われた監視活動の結果をまとめたものとされています。このため、製品の安全性にフォーカスしたものではありませんが、安全上のリスクを有する模造品が如何に幅広く販売されているかを如実に示したものとなっています。

輸入販売事業者やネットモール運営事業者等においては、本レポートを参考に、危険な模造品の製品安全上のリスクを理解するとともに、その低減に向けた取組みを推進していくことが望まれます。

出所：OECD の当該ページ

<https://www.oecd.org/publications/dangerous-fakes-117e352b-en.htm>

EUIPO の当該ページ

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/report-on-dangerous-fakes#>

※ EUIPO

欧州連合域内における欧州連合商標や登録共同体意匠の権利付与とともに、知的財産権の権利行使の機能も有する広域知的財産庁。（特許庁ホームページより引用）

※※ 危険な模造品

レポート原文では、dangerous fakes としている

連載：世界における一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要（第1回 米国編）**はじめに**

メーカーをはじめとする事業者は、製品事故等の発生や兆候を察知した場合、法的または社会的責任に基づき、所管官庁への報告や、市場からの製品回収を含むリコールの実施が求められます。その際、事故報告やリコールに関する制度は国・地域ごとに微妙に異なるため、それを踏まえた対応が必要になります。また、特に事故報告に関しては、適時適切な届け出が行われなかった場合の罰則が定められていることが多く、一部の国では実際に罰金が科せられた事例が報じられています。グローバルに事業を展開する事業者においては、国・地域ごとの製品事故報告・リコール制度を正しく理解し、罰則規定にも留意したうえで、有事の際に正しい対応が行える体制を整備し運用していくことが重要です。

本連載は全4回で、それぞれに特徴を有する米国、欧州、豪州、日本における一般消費者向け製品¹の事故報告・リコール制度の概要を紹介していきます。事業者の皆さまのご参考になれば幸いです。

1. 事故報告制度**(1) 根拠法**

米国における消費者製品²の事故報告義務は、消費者製品安全法（Consumer Product Safety Act, 略称 CPSA）15 条（b）で規定されています。

(2) 報告義務者

製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者が報告義務を負います（消費者製品安全法 15 条（b））。

(3) 報告すべき場合

自らが取り扱う消費者製品が、以下に掲げる 15 条（b）1 項～4 項のいずれかに当てはまる場合に報告義務が生じます。

- 1) 消費者製品安全法 9 条に基づいて規定される消費者製品の安全規則または自主規格に適合していない場合
- 2) 消費者製品安全法または消費者製品安全委員会が所管する他の法令に基づく規則、規制、規格または禁止事項に適合していない場合

¹ 国により「消費生活用製品」（日本の場合）、「Consumer Product」（米国の場合）など呼称および定義が異なるため、その全体を指して本連載では「一般消費者向け製品」と呼称します。

² 消費者製品は、「製造・流通されるあらゆる製品またはその部品であって、住居・教育機関等における使用や娯楽等のために消費者に販売されるもの、または住居・教育機関等における個人使用・消費・娯楽等に用いられるもの」と定義されています（同法 3 条（a）（5））。また、同条では自動車（「国家交通および自動車安全法」等の対象）、食品・医薬品（「連邦食品・医薬品・化粧品法」等の対象）、航空機（「連邦航空法」等の対象）などは、消費者製品に含まないことが明記されています。

- 3) 重大な危険源 (substantial product hazard)³となりうる欠陥を有する場合
- 4) 重傷または死亡につながる不当なリスクを生じさせている場合

(4) 報告の内容

報告義務者は、少なくとも以下の事項について、報告が求められます (連邦規則集 Title 16 § 1115.13 (c))。

- ◆ 製品を特定するための情報および製品説明
- ◆ 当該製品の製造業者または輸入業者の名称・住所
(これが不明な場合、把握しているすべての流通業者および小売業者の名称・住所)
- ◆ 欠陥、不適合、リスクの種類および程度
- ◆ 当該製品に関連して発生した又は発生しうる損害の種類および程度
- ◆ 報告者の氏名および住所

(5) 報告の期限

15 条 (b) では「ただちに (immediately)」報告することが求められています。「ただちに」とは「24 時間以内」⁴とされており、事業者は報告義務を生じさせる事実を認識した時を起算点として、期限内の報告が義務付けられています。情報収集に時間が必要といった理由で報告を遅らせることは、原則として許容されません。

(6) 報告先および報告の方法

報告義務者は、消費者製品安全法を所管する消費者製品安全委員会 (Consumer Product Safety Commission, 以下 CPSC) に対して報告を行います。方法としては、CPSC ウェブサイトのオンラインフォーム (<https://saferproducts.gov/Business>) から報告を行うことが推奨されます。

(7) 違反時の罰則

報告義務に違反した場合、民事制裁金および刑事罰の対象となります。

報告義務に違反した事業者は、CPSC から民事裁判を通じて制裁金の支払いを求められる場合があります、その金額は違反ごとに最大 10 万ドル、複数の違反がある場合は累計して最大 1500 万ドルとなっています (消費者製品安全法 20 条 (a))。

また、「故意 (knowing and willful)」に報告義務に違反した場合の刑事罰として、当該事業者の役員等に対し、禁固 5 年以下および事案に応じた罰金が科せられることが規定されています (同法 21 条 (a))。

2. リコール制度

(1) 自主リコール

米国においては、事故報告を行った事業者はそのまま自主リコールに移行することが可能な仕組みが設けられています⁵。

³ 「欠陥の態様、当該製品の流通量、リスクの深刻度、その他」を基準として判定する (消費者製品安全法 15 条 (a) (2))

⁴ 連邦規則集 Title 16 § 1115.14 (e)

⁵ CPSC のウェブサイトによると、多くのリコールは事業者による事故報告が契機となる一方、消費者からの報告等が端緒となる場合もあります (<https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Recall-Guidance/How-to-Conduct-a-Recall>)。

事業者は、手続きの簡略化・迅速化を目的とした「ファストトラックプログラム」を利用してリコールを実施するか否かを選択することができます。

同プログラムを利用する場合、事業者は事故報告から 20 営業日以内にリコールの実施計画およびその周知方法を提出し、その内容について CPSC の承認が得られればリコールを実施します。

同プログラムを利用しない場合、CPSC が当該製品に重大な危険源が存在するかを判断する Preliminary Determination (PD、仮決定) という手続きが行われ、重大な危険源が存在すると判断された場合、事業者は自主的にリコールを実施することが求められます。一方で、この PD のプロセスは数か月単位の時間を要し、その間に製品事故が発生する恐れも考えられるので、現在ではファストトラックプログラムを利用する事業者が多数を占めているといわれています。

リコール開始後、事業者は CPSC に対し、リコールの進捗状況を毎月報告することが求められます。これは、Monthly Progress Report System (MNR) というオンラインのシステムによって行うことが可能で、回収した製品数、報告された事故等の件数、消費者に対する告知の件数 (SNS での告知の閲覧件数など) が報告項目となっています。

(2) 強制リコール

自主リコールが行われない場合、CPSC は事業者に対し命令によってリコールを実施させる権限を有しています⁶。ただし、実際にリコールが開始されるまでには複数の手続き等を経る必要があります。

まず、CPSC は消費者を事故の危険から守るため、当該製品の流通を停止させる予備的差止命令を連邦地方裁判所に対し求めます。それと前後して、CPSC はリコール命令を出すための審判手続きを開始しますが、ここにおいては関係者の意見を聞くための公聴会の開催や、重大な危険源の有無の判断が行われます。また、重大な危険源があると判断された場合も、事業者はその判断の有効性を連邦裁判所において争うことができます。こうした一連の手続きや裁判が終わるまでには、年単位の時間がかかるといわれています。

最近行われた強制リコールとして、2021 年の強力磁石の事案が挙げられます⁷。このケースでは、途中の裁判を含めると、リコール実施まで 9 年間を要しました。

3. 最近の動向

(1) 事故報告制度

CPSC は事故報告義務に違反した事業者に対し、厳しい姿勢で臨んでおり、民事および刑事の両面からそれぞれ制裁金や罰金等が科せられる事例が出てきています。

事業者が民事裁判を通じて制裁金を支払うことになったケースは CPSC のウェブサイト上で公表されています。2018 年から 2022 年の 5 年間に於いて、毎年 1~2 件程度の事例があり、1 件あたりの制裁金は 100 万ドルから約 2700 万ドルとなっています。

多くの事例に共通するのが、事業者が重大な事故が発生していることを認識していたにも関わらず、適切な対応や CPSC への報告を怠っていたという事情が認められることです。

⁶ 消費者製品安全法 15 条 (g) など

⁷ CPSC のリリース (リコール開始日 2021 年 8 月 17 日)

<https://www.cpsc.gov/Recalls/2021/Zen-Magnets-and-Neoballs-Magnets-Recalled-Due-to-Ingestion-Hazard>

また、刑事罰に関しては、家電メーカーの事故報告義務違反を巡って、役員および法人が起訴された事案がありました。司法省によると、同違反での個人・法人の起訴は史上初めてとなります。概要は以下のとおりです⁸⁹¹⁰。

事業者	家電メーカー
問題の製品	除湿器
経緯	◇ 2007 年から 2013 年まで、200 万台以上を米国内で販売。 ◇ 2012 年 9 月、発火の恐れがあることをメーカーが認識。事故報告を行わず販売を継続した結果、累計被害額 450 万ドル超の物損事故が発生。 ◇ 2013 年 9 月、自主リコールを開始。 ◇ 2016 年 5 月、報告義務違反で約 1545 万ドルの民事制裁金の支払いに同意。 ◇ 2019 年 3 月、同社の役員 2 名が報告義務違反で起訴される。 ◇ 2021 年 10 月、法人としての報告義務違反について約 9100 万ドルの和解金の支払いに同意。

(2) リコール制度

リコールに関しては、CPSC のメーカーに対する働きかけが契機となり、自主リコールの実現に至ったという事案が散見されます。一例として以下のものが挙げられます¹¹。

事業者	フィットネス機器メーカー
問題の製品	ランニングマシン
経緯	◇ 2018 年 8 月、販売開始。 ◇ 2021 年 3 月、子ども（6 歳）が製品に巻き込まれ死亡する事故が発生。 ◇ 2021 年 4 月、CPSC が子どものいる家庭に対し、当該製品の使用を直ちに中止するよう警告のリリースを出す。 ◇ 同日、メーカーは「指示警告に従って使用する限り安全性に問題はない」旨、社告で反論する。一方で「CPSC と引き続き連携する」とも述べた。 ◇ 同年 5 月、メーカーは CPSC との共同リリースを出し、自主回収を発表。メーカー CEO は対応に誤りがあったと謝罪。CPSC 委員長代理は「数週間にわたる協議と努力により合意に至った」と述べる。

両者のリリースの内容を総合すると、2021 年 4 月から 5 月にかけて CPSC とメーカーの協議が行われたことが読み取れます。

⁸ 民事制裁金の支払いに関する CPSC のリリース（2016 年 3 月）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2016/Gree-Agrees-to-Pay-Record-1545-Million-Civil-Penalty-Improve-Internal-Compliance-for-Failure-to-Report-Defective-Dehumidifiers>

⁹ 役員に対する起訴に関する司法省のリリース（2019 年 3 月）

<https://www.justice.gov/opa/pr/two-corporate-executives-indicted-first-ever-criminal-prosecution-failure-report-under>

¹⁰ 法人としての和解金の支払いに関する司法省のリリース（2021 年 10 月）

<https://www.justice.gov/opa/pr/gree-appliance-companies-charged-failure-report-dangerous-dehumidifiers-and-agree-91-million>

¹¹ 自主リコールの実施に関する CPSC とメーカーの共同リリース（2021 年 5 月 5 日）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2021/CPSC-and-Peloton-Announce-Recall-of-Tread-Plus-Treadmills-After-One-Child-Death-and-70-Incidents-Recall-of-Tread-Treadmills-Due-to-Risk-of-Injury>

これ以外にも、CPSC から消費者への警告が出され、一定の協議が行われた後にメーカーが自主リコールを開始したと考えられるものとして、2019 年の子ども用寝具の事案¹²、2020 年のたんすの事案¹³などがあります。

前述のとおり、強制リコールの実施までには時間を要するのが現状です。そのため、CPSC は協議による直接的な働きかけと、消費者への警告による間接的な働きかけをメーカーに対して行い、結果として「自主的に」リコールを実施させることで、消費者を製品事故の危険から保護しようと努めているといえます。

おわりに

以上のとおり、米国においては 24 時間以内の事故報告という厳格な義務が定められており、当該義務の違反によって高額の制裁金が課せられたり、起訴や罰金に至る事例が出ています。事業者においては、不具合や事故に関する情報を把握した場合に適時適切に CPSC へ報告する体制を整備することが特に重要といえます。

また、リコールに関しては、裁判手続き等を通じた強制リコールは、実施までに時間を要するため、メーカーの自発的意思または CPSC からメーカーへの働きかけを通じた自主リコールが主となっています。事業者は有事の際に備え、事故報告と同様、予めリコール対応マニュアルなどにより、対処法を定めておくべきといえます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

¹² CPSC のリリース（リコール開始日 2019 年 4 月 12 日）

<https://www.cpsc.gov/Recalls/2019/Fisher-Price-Recalls-Rock-n-Play-Sleepers-Due-to-Reports-of-Deaths>

¹³ CPSC のリリース（リコール開始日 2020 年 1 月 8 日）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2020/CPSC-Warns-Consumers-of-Serious-Tip-Over-Hazard-Posed-by-Hodedah-HI4DR-4-Drawer-Dressers>

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2022